

# 令和3年度松江市障がい者就労施設等からの物品等優先調達方針

(令和3年8月2日策定)

## 1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

## 2 適用範囲

この方針は、松江市の全機関を対象とする。

## 3 調達の対象品目及び目標額

市が障がい者就労施設等から調達する対象品目及びその目標額は次の通りとする。

(単位：千円)

対象品目	目標額	令和3年度 調達目標額	令和2年度 実績額
物 品 (消耗品・印刷・ 記念品等)		3,300	5,530
役 務 (清掃・維持管理・ 会議録等)		21,000	16,764
計		24,300	22,294

(目標設定の考え方) 令和2年度目標額をベースとした増を設定

(令和2年度比 物品：200千円増、役務600千円増)

※本値は松江市障がい福祉計画にて設定済み。

## 4 調達の実施

障がい者就労施設等から調達する物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、障がい者就労施設等と随意契約により契約を締結するものとする。

## 5 調達の推進方法

- (1) 障がい者就労施設等が、供給できる物品等については、松江市障がい者工賃向上のための官公需情報取扱要領に基づき、障がい者福祉課と島根県障がい者就労事業振興センター（以下「振興センター」という。）が以下の情報提供を行う。

ア 障がい者福祉課は、市各課からの官公需情報を集約し、振興センターへ提供することとし、振興センターは市内障がい就労施設等へ当該官公需情報を広報することとする。

イ 振興センターは、市内障がい者就労施設等からの官公需に係る受注希望業務を集約し、障がい者福祉課へ提供することとし、障がい者福祉課は市各課へ当該受注希望業務の情報を提供することとする。

ウ 官公需業務の拡大及び効率的な公費執行の推進の観点から、障がい者福祉課と振興センターが連携して、市各課の官公需に係る業務の掘り起こし、切り出し、発注・受注双方のニーズ調整を行うものとする。

(2) 1事業所に対応できない場合は、共同受注窓口として振興センターが対応し、障がい者就労施設からの物品等の調達に準じて取り扱うことができるものとする。

## 6 調達方針及び調達実績の公表

(1) 松江市障がい者就労施設等優先調達方針を作成したときは、市のホームページ等により速やかに公表する。

(2) この方針に基づく調達実績は、翌年度に概要を取りまとめ、市ホームページ等により速やかに公表する。

## 7 公契約における障がい者の就業を促進するための措置

競争入札に参加する者に必要な資格を定めるなど、障がい者である労働者を雇用している事業者に対する優先的な取扱い等について検討するものとする。

## 8 当該調達方針に基づく担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉部障がい者福祉課とする。ただし、前項に関する担当窓口は財政部契約検査課とする。

## 9 その他留意すべき事項

(1) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づいて設置されたシルバー人材センター及び中小企業等に十分配慮するものとする。

(2) 物品の発注は、可能な限り計画的なものとするとともに、障がい者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定等に努めるものとする。

(3) 市と業務委託契約（指定管理者制度による施設等管理運営業務を含む。）を締結している相手方や補助金等の交付先等に対し、障がい者就労施設等からの物品等の調達に対する理解と協力を求めるものとする。

(4) 松江市内の企業や市民に対して、障がい者就労施設等からの物品の購入等が推進できるよう市のホームページ等を活用した広報に努めるものとする。

(参考) 対象となる施設等（法第2条第4項）

- 障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- 障害福祉サービス事業所（同上）
- 地域活動支援センター、小規模作業所
- 障害者雇用促進法の特例子会社、重度障害者多数雇用事業所
- 在宅就業障害者、在宅就業支援団体